

働き方改革対応相談会

【神戸】1月22日(水) / 【姫路】1月28日(火)

10:00~17:00 随時

会社の**就業規則**は対応済みですか？

同一労働同一賃金制度の準備できていますか？
2020年4月～制度開始（中小企業の適用は2021年4月～）

正社員と非正規従業員の間の**不合理な格差が禁止**されます！

役職手当、資格手当、皆勤手当、無事故手当...パートも正社員と全く同じように支給しないとイケないの？

アルバイトにはボーナスは支給していないが、必要なのか？

給与支給明細書

基本給	役職手当	資格手当	通勤手当	家族手当	食事手当	賞与
200,000	10,000	20,000	10,500	2,000	3,000	

正社員とパートの勤続年数が同じなら、基本給は同じ金額にしないとイケない？

正社員だけ家族手当を支給している。これは問題あるだろうか？

正社員は交通費の上限が20,000円、パートの上限は10,000円。これはOK？

勤務時間の短いパート・アルバイトには食事代は支給しなくてもいい？



給与以外で検討すべき問題も

- ・有給休暇の5日取得はできているか
- ・時間外労働は管理できているか
- ・パワハラ対策ができているか
- ...など

👉お申し込みは裏面より

相談内容（就業規則を持参ください！）

- ◆ 同一労働同一賃金では、どのような手当が「**不合理な**」**待遇差**となるのか、賃金その他の処遇をどうしていくべきか**貴社の就業規則を確認しながら**説明いたします。
- ◆ 有給休暇の**5日取得**のための就業規則の変更はどうかのご提案をいたします。
- ◆ **残業時間管理のルール**が就業規則でどのように決められているかの確認をさせていただきます。
- ◆ **パワーハラスメント対策**として就業規則の変更案のご提案をさせていただきます。

「働き方改革」対応の**就業規則相談会**申込用紙

※本相談会の対象者は経営者・管理者となりますので、対象者以外の方の参加はご遠慮願います。
この用紙でお申し込みの場合に限り、ご優待価格5,000円のご案内となります。

相談料	1社: 10,000円 ⇒ 優待価格5,000円 弊社顧問契約先様は無料		
希望場所/ 希望日時の チェック	<input type="checkbox"/> 1月22日(水) 神戸事務所 神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル7F		
	<input type="checkbox"/> 1月28日(火) 姫路事務所 姫路市安田4-36 マサミビル3F		
	<input type="checkbox"/> 10:00~ <input type="checkbox"/> 11:00~ <input type="checkbox"/> 13:00~ <input type="checkbox"/> 14:00~ <input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 16:00~ (希望時間チェックは2つ以上でお願いします。)		
お問合せ先	社会保険労務士法人 庄司茂事務所 事務所HP : http://www.roumpro.com/		☎0120-66-8050 E-MAIL : info@sssr.jp
会社名			業種
会社情報	〒		従業員数
	TEL	FAX	E-Mail
ご参加者①	御芳名		御役職
ご参加者②	御芳名		御役職

お申込みFAX: 0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望)
もし受講票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)

・ご記入いただきました個人情報は弊社関係以外には使用いたしません。
・情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切いたしません。



社会保険労務士法人
庄司茂事務所